

# 女性と政治

文責：杉木 美月

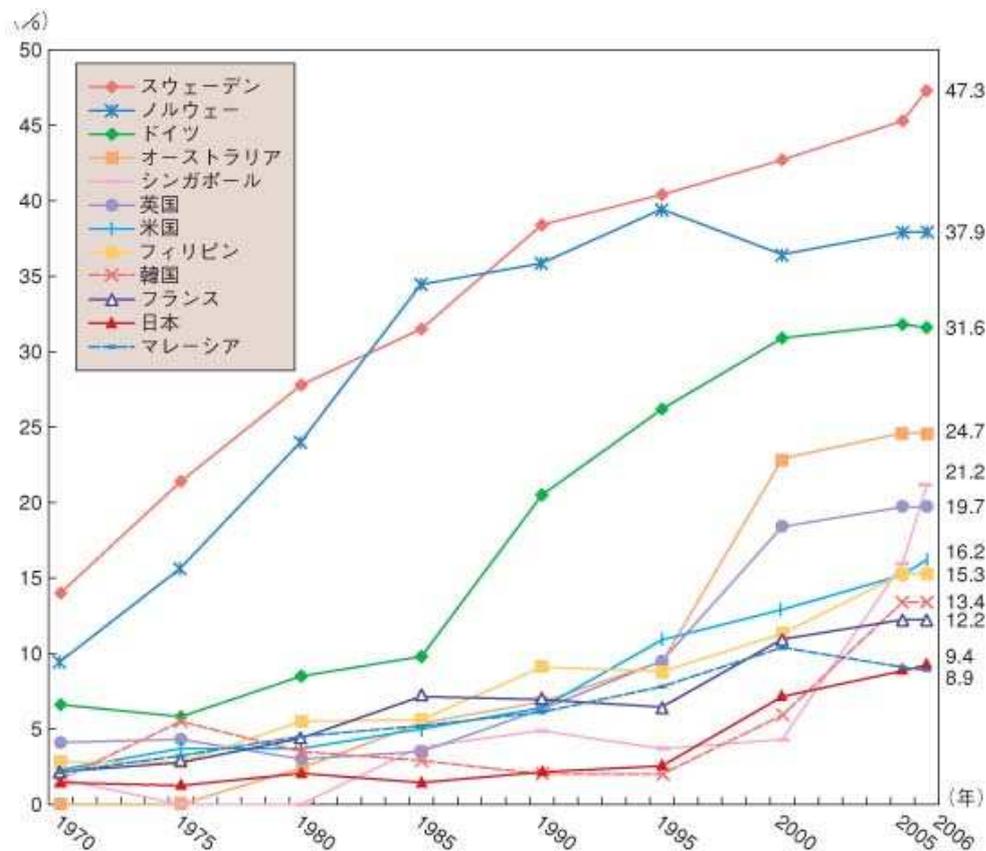
今回のアンケートでは「女性議員を仮に1：1にすることに対してどう思いますか」という質問で、普通～悪いと回答した人は「法律等で規制すべきではない」「女性議員を増やすことによるメリットがわからない」といった意見が多くきかれた。逆に普通～良いと回答した人は「人口の男女比が1：1なのだから議員も1：1にすべき」といった意見や「女性ならではの意見もとりにいれるべき」といった前向きな意見もきかれた。

ここでは現状と女性が議会に参入することによるメリットと他国でのクオータ制について考えてみたいと思う。

## 1：現状～女性議員の割合～

### 1-1：世界における女性議員の割合

図1 国会議員に占める女性の割合の推移



(備考) 1. IPU資料より作成。  
2. 下院又は一院における女性議員割合。  
3. フィリピンは、1978年の選挙までは二院制の下院。1978年から1987年の選挙までは一院制。1987年5月の選挙以降二院制の下院。  
4. ドイツは1985年までは、西ドイツの数字。

出典：男女共同参画局 <http://www.gender.go.jp/>

国会議員（衆議院）に占める女性の割合が日本は11.3%（2011年）で、186カ国中121位だった（6月21日に閣議決定した男女共同参画白書による）白書では「男女間の格差改善の施策に関して、さらなる検討が必要」と指摘している。

女性国会議員の割合は、スウェーデンが45.0%、ノルウェーが39.6%、ドイツが32.8%と、欧州各国で高い。米国は16.8%、韓国は14.7%だった。この40年間で日本は10ポイント伸びたが、ドイツやノルウェーは約30ポイント伸びていた。白書では、一定の人数や比率を女性に割り当てるクォータ制の事例を紹介。日本は03年に男女共同参画推進本部で、議員や企業の管理職などの女性の割合を「2020年に30%」にする目標を定めたが、達成にはほど遠い状況だ。

（朝日新聞 2011年6月21日）

## 1-2：国会における女性議員の人数と割合

衆議院・女性議員			女性議員比率	総数
選挙区	比例区	総数		
23人	29人	52人	10.9%	478人（欠員2）

参議院・女性議員			女性議員比率	定数
22回選挙で選出	21回選挙で選出	総数		
17人	27人	44人	18.2%	242人

●平成23年2月現在

出典：特定非営利活動法人 意思決定の場に女性を増やす

[http://www.geocities.jp/senkyo\\_power/aboutWebTeam.html](http://www.geocities.jp/senkyo_power/aboutWebTeam.html)

## 1-3：埼玉県議会における女性議員の人数と割合

埼玉県女性議員	女性議員比率	定数
4人	4.2%	94人

- ・高木 真理 民主・無所属
- ・柳下 礼子 日本共産党 ※50音順
- ・山川 百合子 民主・無所属 ※敬称略
- ・山本 正乃 民主・無所属

## 1-4 : さいたま市議会における女性議員の人数と割合

さいたま市女性議員	女性議員比率	定数
12人	20.0%	60人

- ・池田 麻里 民主党
- ・久保 美樹 日本共産党
- ・霜田 紀子 公明党
- ・添野 ふみ子 改革フォーラム
- ・傳田 ひろみ 改革フォーラム
- ・戸島 義子 日本共産党
- ・富田 かおり 改革フォーラム ※50音順
- ・西山 幸代 民主党 ※敬称略
- ・野呂 多美子 改革フォーラム
- ・村松 順子 改革フォーラム
- ・守谷 千津子 日本共産党
- ・山城屋 せき 日本共産党

## 2 : 女性議員をとりいれることによるメリット

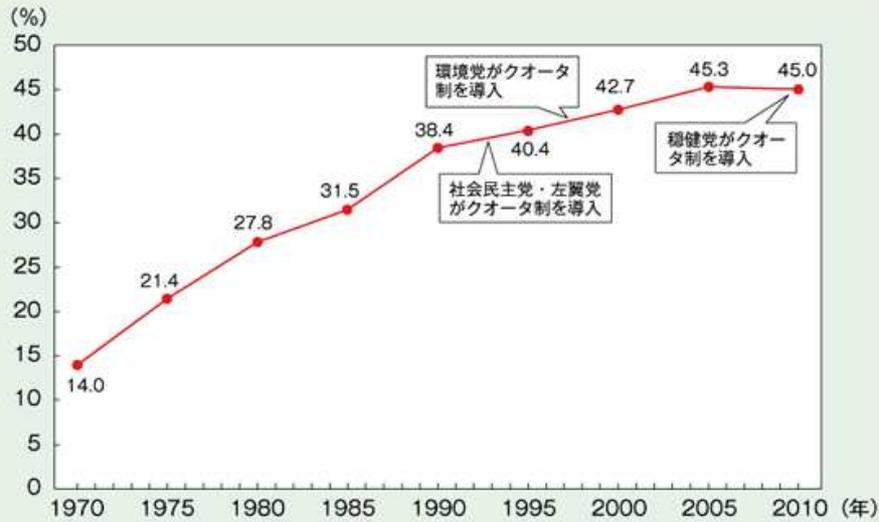
女性による政治は男性のそれとどう異なっているのかということを知るということは重要である。現状では女性政治家の人数は数量的に分析するには十分ではなく、実証的な研究はたしかに難しい。ここでは女性議員率の高いスウェーデンの現状と米国での研究をもとにこの問題を考えてみたいと思う。

### 2-1 : スウェーデンにおける女性議員

47%という高い女性国会議員の比率は、ある日突然実現したわけではなく、女性の参政権が実現した1920年代から長い年月をかけて、徐々に上昇してきたのである。

20%を超えたのが1970年代、30%を超えたのが1980年代である。その後、1988年に38%を達成したのち、一時的に1991年に33%に下がる。女性議員の比率の高かった環境党が議席を失ったことが一つの原因であった。同党は当時から比例代表選挙の名簿に男女割当制を採用していたスウェーデンで最初の政党である。そして、1994年の総選挙では環境保護にくわえ、男女平等を旗印に議席を復活させる。1991年の総選挙で敗北し、政権の座から転落した社民党も1994年の総選挙に男女交互の候補者名簿で臨み、政権奪還に成功する。両党の伸長の結果、女性議員の比率ははじめて40%を超える。以後、男女割当制または男女交互の候補者名簿作成が女性有権者にアピールするために必要不可欠となった。

第1-特-3図 スウェーデンの国会議員に占める女性割合の推移



(備考) IPU資料, IDEA Quota Project「Quota Database」, 内閣府「男女共同参画諸外国制度等調査研究報告書」(平成14年)より作成。

出典：男女共同参画白書 平成23年版

<http://www.gender.go.jp/whitepaper/h23/zentai/html/zuhyo/index.html>

このような政治の世界における男女平等の先駆けとなったのは王室の改革であった。ビクトリア皇太子殿下はカール16世グスタフ国王陛下の長女であるが彼女が2歳の時の1979年に王位継承法が改正され、翌年80年1月には王位は男女にかかわらず第一子に継承されることとなった。その結果、生後7か月半の弟のカール=フィリップ殿下から2歳半のビクトリア殿下に第一位の王位継承権が移ったのである。完全に男女平等な第一子継承はスウェーデン王室が初めてであり、オランダ、ノルウェー、ベルギーがこれに続くことになる。

こうした王室の改革も相まって男女平等の観念は国民に広まった。結果、各政党が男女平等を意識し、スウェーデンにおける女性議員の増加につながった。

しかし、比例選挙において候補者名簿の順位は候補者の生殺与奪を決するものである。社民党、環境党においては上述した政治的背景があったわけだが、ここまで徹底した男女平等の要素を持ち込むことは相当思い切った決断である。ここに、政党という組織の利益を優先して、個々の政治家を規則に従わせる強いリーダーシップがみてとれる。

なお、日本において2005年のいわゆる郵政選挙で小泉チルドレンと呼ばれた大量の自民党新人議員が当選し、その際に刺客とよばれた女性候補者が話題となった。また、2008年の総選挙では、それを上回る数の民主党新人議員が当選し、そのうち女性議員が小沢ガールズと呼ばれ注目された。これらの事例には上記のスウェーデンの経緯と照らし合わせると

興味深い。

日本においても男女の投票率というのは大差ない（下図参照）。そのため政党は女性候補を擁立し、女性有権者に対してアピールをし、議席を確保できる可能性もある。

	当日有権者数(人)	投票者数(人)	投票率(%)
男	2,905,791	1,932,584	66.51
女	2,886,104	1,904,313	65.98
合計	5,791,895	3,836,897	66.25

埼玉県における衆議院議員総選挙（平成21年）比例代表結果

<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/shuinsen2009-hirei.html>

ここで視点を日本にむけてみる。

日本における男女平等の流れは戦後に始まった。二つの世界大戦を経験する中で男性は戦場へ駆り出され、女性は社会を支える様々な活動を行った。結果、女性の地位は戦前よりも向上し 1945 年幣原内閣のもとで婦人参政権が認められた。その後はグローバリゼーションと個人主義化（地域のコミュニティの喪失）が進み、徐々に男女平等が唱えられるようになった。この点は王室改革が男女平等の流れに結び付いたスウェーデンとは大きな違いである。

## 2-2：米国における「女性による」政治の分析

これまでの男性による政治においては権力や利益の獲得をめぐる勝つか、負けるか（zero-sum）的な手法がとられてきた。これに対して女性による政治は環境や福祉など社会が共有すべき利益をめぐるものであるところに特徴がある。

また、人間関係の構築の仕方にも違いがある。

典型的な男性による政治は権力や利益の争奪のために命令し、取引し、権力を行使するために垂直的な人間関係を生み出していく。これに対して女性による政治はコミュニティ全体の利益を動機づけの源泉にし、水平的な人間関係を前提にして、誰をも犠牲にせず、むしろ周りの意見に耳を傾け、共通の利益を見出し、他者を勇気づける。シンディ・サイモン・ローゼンタールは前者を「統合的リーダーシップ」、後者を「融合的リーダーシップ」とよんで対照している。（図2参照）

図2

	統合的リーダーシップ	融合的リーダーシップ
構造	・ヒエラルヒー的構造	・個人間のネットワーク

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利益の争奪</li> <li>・リーダー中心的</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団間の協力</li> <li>・他者指向的</li> </ul>
リーダーの行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・命令し、取り引きし、権力を行使する</li> <li>・価値をめぐって取引する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他者を啓発し勇気づける</li> <li>・他者の声に耳を傾ける</li> <li>・共通の目的を見出す</li> <li>・状況を転換する</li> </ul>
論理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果や結果がどうなったか</li> <li>・経済市場での意義</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方法・プロセスの適切さ</li> <li>・共通の目的</li> </ul>

出典：Cindy Simon Rosenthal, *When Women Lead*, Oxford University Press, 1988, pp.22-24 より

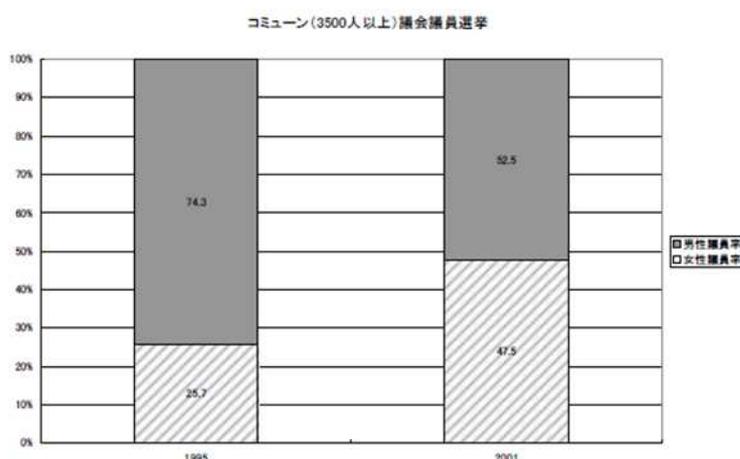
しかしながらこれはあくまで「米国における」調査であって日本の政治に関わる女性にこの議論が当てはまるかという点が疑問である。女性議員でも国会と地方とでは異なっているのではないかと。例えば、民主党参議院議員の蓮舫氏は平成 21 年に行われた事業仕分けにおいても相手側に「私の話も聞いてください。一方的にただ質問に答えるというのは心外だ」とまで発言されるほどに「権力を行使」しているように思える。そのように考えると蓮舫氏のような女性議員というのは「統合的リーダーシップ」に分類されるべきであると考えられる。もちろんこれはほんの一例にすぎないが女性の国会議員というのは男性と肩を並べるためにかつてのイギリス首相サッチャーのようにいわば男性化しているのではないかと。一方で地方自治体の女性議員は積極的に女性としての意見を議会に反映させているように思う。例えば、さいたま市議会では DV 防止への取り組み、シングルマザーが孤立しないための援助、「ママ's ルーム」を「のびのびルーム」に改称する（父親、祖父母が子供を連れてくるという実態もあるため）ことなどを検討している。こうしてみると女性国会議員と女性地方議員ではまた異なる議論が展開できるだろう。

### 3：クォータ制の導入について

クォータ制とは国民構成を反映した政治が行われるよう、国会・地方議会議員候補者など政治家や、国・地方自治体の審議会、公的機関の議員・委員の人数を制度として割り当てることである。

#### 3-1：パリテの制度設計と結果

クォータ制の一例としては前述したスウェーデンの男女割当制や男女交互の候補者名簿作成などがあげられるがパリテ法についてもここではふれておこうと思う。パリ



テ法は 2000 年にフランスで政治に対して女性の積極的参加を促すために作られた法律である。

制度：6 人ユニット男女同数名簿式比例代表制 2 回投票制

結果：比例代表 2 回投票制について、候補者名簿掲載順 6 人ごとに男女同数とする。名簿の構成が条件を満たしていない場合、届出を受理しない。1 回目の投票でどの名簿も過半数を得られなければ、条件を満たした名簿を対象として第 2 回目の投票が行われる。この第 2 回目の投票の名簿は修正が可能のため、名簿間の駆け引きの余地を残すように「6 人ごと」という幅を持たせた。「6 人」という数字は、シミュレーションの結果「6 人ごと」であればほぼパリティの効果が得られたことによる。対象となる選挙は、人口 3500 人を超えるコミューン議会議員選挙、地域圏(レジオン)議会議員選挙、コルシカ議会議員選挙、サン＝ピエール＝エ＝ミクロン領土議会議員選挙である。

なぜフランスではパリティ法が成立したのか。

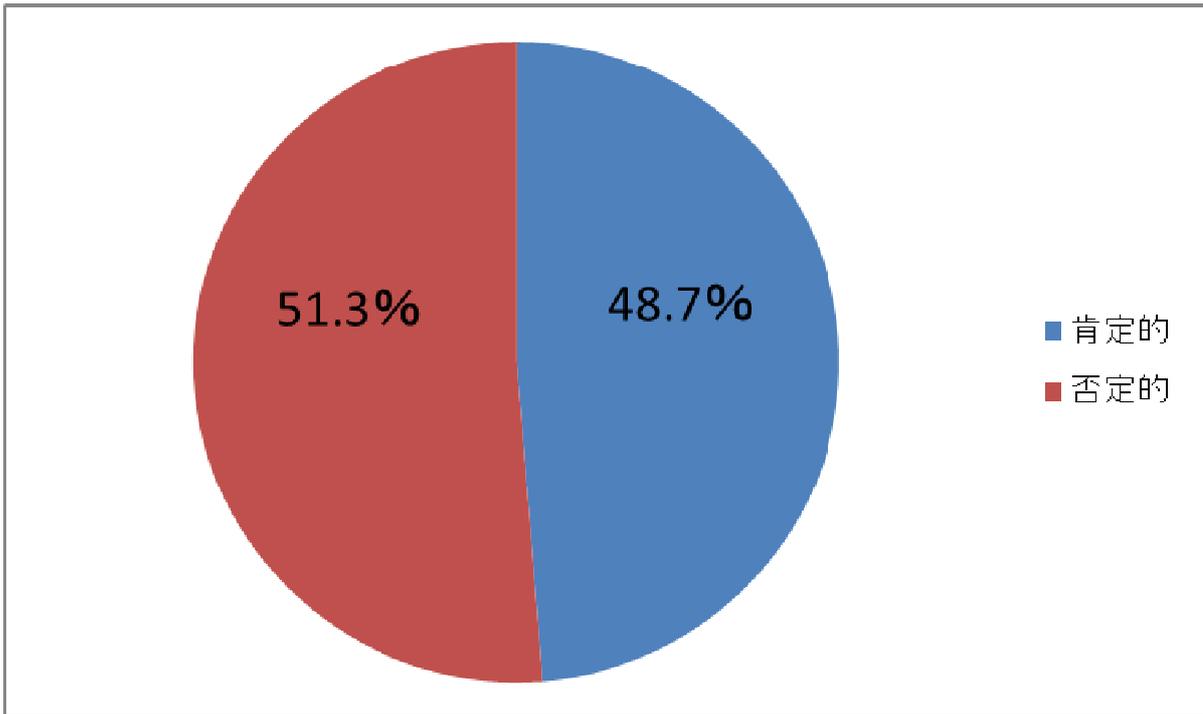
フランスソワーズ・ガスパールなど有力な女性政治家たちは「ヒトは、一部の例外を除き、男か女以外の存在しかない。男女は人類のほぼ半分を占める。男女はいたるところで混成している。女性はマイノリティではなく、あらゆるカテゴリーに横断的に存在する。他の社会状態、人種などによる区別とは決定的に異なる。よって、人類半分を占める女性は政治分野にも半分いてこそ自然なのだ」と主張していた。

ではなぜフランスではこのようなパリティという論理が世論の合意を得たのか。

はじめは、パリティなど知っている国民はいなかった。しかし、元老院がパリティに反対したことが逆に、議論に火を付けてしまった。女性議員が半分いていいじゃないか、ということが、政党のイデオロギーではなく正義の議論になってしまったことが追い風になったのだ。

### 3-2：クオータ制に対する賛否両論

クオータ制を採用することに対しては賛否両論ある。今回のアンケートでもそれが如実に表れていた。冒頭でもふれたが「なりたい人がなればよい」「本人の資質次第」「男性に対する逆差別」等のクオータ制に反対する意見も多くみられた。しかしながら「人口比が 1：1 なのだから（法規制をしてでも）女性議員をふやすべき」というクオータ制に対して前向きな意見がきかれた。



※アンケート質問 G 記述部分の回答していただいた方（68人）のみを対象に行った

#### 4：結論

日本では上記のように今すぐにクォータ制を採用することは世論の観点からも非常に難しい。また私自身、クォータ制を採用して法律として女性議員を増やすのは少々強引だと考えている。しかしながら人口の半分以上が女性である以上は女性の意見も反映させた方が男女問わず全ての人にとってより良い生活が望めるのではないだろうか。そもそも議会の男女比がここまで偏っている原因の一つには「男性の方が能力がありそう」という偏見なのではなく、女性の政治に対する意識の問題なのではないだろうか。こうした意識を向上させるためには個人主義化して薄れてきてしまった地域のコミュニティをもう一度復活させ、問題や悩みを共有することが必要なのではないか。こうすることで日常生活をする上での問題意識が高まり、政治という大きな範囲にまで意識が及ぶのではないだろうか。

このように社会が女性を受け入れないから制度改革しようという視点だけでなく、女性の意識の問題という点も私たちは考えなければならないと思う。こうした視点を取り入れることによって指導的立場における女性の割合も 30%をこえていくのではないだろうか。